

## 天明七年御買上米一件と飛脚問屋

藤村潤一郎

天明七年御買上米一件によって、田沼期の勘定奉行松本伊豆守、赤井豊前守、勘定組頭土山宗次郎などが処罰されたが、昭和四〇年に北島正元氏<sup>(1)</sup>が寛政改革での幕閣の再編成について、湯浅新兵衛「天明大政録」<sup>(2)</sup>によってふれているのが歴史家では最も詳しい記述である。これは御買上米一件のみをとりあげたものではない。昭和六一年に井上隆明氏<sup>(3)</sup>が「史実とパロディ——土山宗次郎一件をめぐって——」として、この御買上米一件をとりあげている。御買上米一件についての唯一の研究である。国文学の業績であるが、山田忠雄氏<sup>(4)</sup>の業績を踏えている。私は飛脚問屋が一件に関係しているので考察する。本稿は上記の諸研究に基づいている。

### 一 申渡

私がこれ迄にみた申渡は次の通りである。

(一)「年録 天明七年 二」<sup>(5)</sup>(甲本と略記する)の天明七年二月五日に申渡している。以下本文中にない肩書は( )を付して補う。(1)寄合(勘定奉行) 赤井豊前守は知行半知被召上、小普請入逼塞、(2)元御勘定組頭、富士見御宝蔵番之頭

土山宗次郎は死罪、(3)土山宗次郎母林昌院は押込、(4)御勘定評定所留役長瀧四郎右衛門(土山実弟)は御役被召放、小普請入逼塞、なお四郎右衛門は四郎左衛門の誤りである。(5)御書院番松平志摩守組青柳大之丞地借浪人(元赤井豊前守家来)河野庄右衛門は引廻之上獄門、(6)室町二丁目彦八店飛脚問屋(十七屋)孫兵衛下代惣兵衛は引廻之上獄門、(7)京都姉小路高倉西江入町家持飛脚問屋(近江屋)五兵衛は引廻之上獄門、(8)北鞆町太左衛門店飛脚問屋(山城屋)宗左衛門は引廻之上死罪、(9)小普請組酒井因幡守組柳田次郎右衛門は押込、(10)瀬名伝右衛門組御抱小普請組定仮役久田見仲助は押込、(11)寄合赤井豊前守家来愛知長左衛門は押込、(12)元飯田町半右衛門店浪人(元赤井豊前守家来)徳武嘉藤太事東馬は押込、(13)御小性組長谷川利十郎組田付又四郎地借俗医本多富之進方二居候同人父(元赤井豊前守家来)山本平左衛門は押込、(14)菊之間縁頼詰(元御側衆)横田筑後守家来福井忠左衛門は重追放、(15)溝口龜次郎領分越後国蒲原郡福嶋村名主新之丞は過料五貫文、(16)高砂町伝兵衛店源右衛門は「一旦致欠落候儀共、重々不届二付、死罪可申付処、致自訴候存寄二而町内江立帰候付」として遠嶋、(17)堀江町四丁目藤七店與市は遠嶋、(18)戸田大炊頭家来中澤次郎兵衛は押込、(19)御普請役石田儀左衛門妻そよは江戸拂、(20)拂方御納戸頭上遠野源太郎、五十幡利右衛門組同心佐藤栄次郎は押込、(21)土山宗次郎召仕女(元遊女たか袖)すかは押込、(22)土山宗次郎家来若月常蔵は押込、以下同人中間の(23)與助、(24)喜八、(25)弥五左衛門は押込、以下同人下女の(26)みね、(27)やゑ、(28)しげ次、(29)さき、(30)きよは押込、(31)飯塚常之丞御代官所四谷内藤新宿十兵衛店八左衛門親(平秩)東作は急度叱り置、この文中では長瀧四郎左衛門とある。(32)深川海辺大工町家持八次郎は過料五百文、これは五貫文の誤りである。(33)牧野備後守中屋敷不動院二罷在候新義真言宗真純は逼塞、(34)伊奈撰津守支配所品川步行新宿三町目家持七右衛門は無構、(35)同名主七右衛門は無構、(36)北鞆町太左衛門店飛脚問屋(山城屋)宗左衛門下代半七は無構、(37)堀江町四丁目藤七店與市召仕卯兵衛は無構、(38)新吉原京町巻丁目家持遊女屋(大文字屋)市兵衛は無構、(39)同所江戸町巻丁目半十郎店茶屋太郎兵衛は無構、(40)駿河町利兵衛店新七は無構、つぎの二つは科書ではなく「一件之者共一同其旨可存」として、(41)御普請役石田儀左衛門は出奔し下総国佐倉城下で自殺、(42)室町式丁目飛脚問屋(十七屋)孫兵衛は吟味中に病死である。

以上(1)～(42)の跡に「右於評定所、大目付牧野大隅守、町奉行山村信濃守、御目付井上助之進立合、大隅守、信濃守申渡之」とある。

ついで(43) (元勘定奉行、小普請組天野山城守支配) 煩、松本伊豆守は名代松平東次郎で知行百石被召上逼塞、(44) (赤井豊前守子) 赤井兵庫頭は名代赤井龜三郎で御小性御免、寄合仰付で、この跡に「右於太田備中守、若年寄列座、備中守申渡之、御目付曲淵勝次郎、牧野式部相越」とある。式部は織部が正しい。(45) (元勘定吟味役、二丸留守居) 飯塚伊兵衛は差扣、つぎに「右於太田備中守宅、備中守申渡之」とある。

以上は(41)(42)以外は科書がある。

(二)「天明七丁未年自九月至十二月 江戸幕府日記九十六」(乙本と略記する)は、一二月五日に「申渡之覚」とある。以下甲本と同内容の場合には( )の番号のみで示すことにする。(2)(4)(1)、ついで(46)御勘定奉行桑原伊予守は差扣、(47)御勘定吟味役中野藤十郎は差扣、(48)佐渡奉行(元勘定吟味役)久保田十左衛門は名代室賀図書で差扣、つぎに「右今晚於伊勢守宅申渡、大目付戸川山城守相越」とあり、(45)(46)となっている。

以下甲、乙本を底本とし、これによる場合は註記しない。

(三)「自宝暦十年至文化四年 聞書一番、三井店」(丙本と略記する)は、始に次の文がある。

一天明七年未江戸飛脚屋十七屋孫兵衛御吟味之筋在之、京都飛脚仲間近江屋五兵衛、笹屋七郎兵衛、越後屋孫兵衛など追々江戸へ御呼下、御札在之候由承り候處、此節御裁許御座候由、就右御成敗之趣伝承二付、左二記

以下申渡がある。一般に甲本と比較すると脱文があり、具体的金額は丙本にのみ記されている。以下この点については記さない。(2)土山宗次郎は甲本の御米貸金は御前貸金となっている。これは甲・乙本以外はすべて同様である。つぎに(3)林昌院では甲本が表木戸口から土山が忍び出たとしているが、丙本は裏木戸口で、甲本以外は丙本同様である。(5)河野庄

右衛門では甲本にない科書中の人名の職名、住所が全員にある。これは甲本が日次記のため前出の人物には略して  
 ではないか。以下この点は略する。なお文中の儀左衛門は武州足立郡白幡村<sup>(10)</sup>となっている。(6)惣兵衛には一カ所甲本にな  
 い文章がある。(7)五兵衛では甲本の陸奥守家来の次に中村大右衛門の人名が入っている。(8)(9)で(10)は瀬名伝右衛門組御  
 徒、小普請方定仮役久田見忠助となっている。(11)(12)(13)(14)で(15)新之丞では米高、人名に脱落がある。(16)(17)で(18)中沢次郎兵衛  
 は次郎左衛門となっている。(19)(20)(21)(22)(23)(24)(25)(26)(27)(28)(29)(30)(4)(31)、つぎの(32)八次郎は過料五貫文、(33)真純は五十日逼塞、つぎ  
 に「右は水野出羽守殿依御差凶申渡候間、其旨可存」とあり、(41)、未十二月がある。(46)桑原伊予守では乙本の御吟味が御  
 詮議となっており、(43)松本伊豆守では甲本の御蔵納が御米納であり、(45)飯塚伊兵衛は甲本の不念が無着となっている。つ  
 ぎに(44)で終る。底本に近かいが全員ではない。

以下は刑罰のみを記し、一部に科書のあるものを列記する。なお刑罰のみの場合には、( )を付けない番号のみとする。

(四)備藩湯浅明善「天明大政録<sup>(11)</sup>」巻四(丁本と略記する)には年齢が記されている。1赤井は六一才、2土山は惣次郎で、

甲本の「仙台米金巻両二付巻石七升替」が「巻石七斗替」であり、「御蔵納之上、凡三千両程も損金」が「三拾両」とな  
 っている。4長瀧三九、3林昌長院は六一で初御預となっている。9柳田五三、10久田見四九で両者共に「御尋之上、同  
 道人へ御預」とあり、20は甲本の組同心がなく、上遠野、五十幡を佐藤四一と同列にする混乱である。19そよ三三で、こ  
 こに41が註記されている。21すが二四で甲本のすかと異なる。22若月が若目二七となっており初預としている。26みね三  
 三、27やゑは八重二六、28しげ次がしげ次二三、30きよ一八、29さき五三、23與助一四、24喜八三五、25弥五左衛門五  
 三、14福井忠左衛門は忠右衛門五七、18中沢は中津六九、11愛知三九は牢舎已後とあり、33真純五三、5河野は年齢がな  
 く、元赤井豊前守浪人とある。13山本平左衛門が平右衛門四〇、12東馬四〇、6惣兵衛は宗兵衛五四、5五兵衛四一、8  
 宗左衛門は宗右衛門六〇、5新之丞は年齢なく、煩に付代惣助とある。16源右衛門三八には「源右衛門儀京都に母有之段  
 暇乞に参り、直に町内へ帰り、自分より訴出候由」とある。17與市三二、31東作四〇、32八次郎四七、34七右衛門四五、

35 庄太夫四〇、37 卯兵衛四〇、38 市兵衛四二は新吉原江戸町壱丁目半十郎宅茶屋、39 太郎兵衛四三が同京町壱丁目家持駕籠屋である。38 39 は混乱している。40 新七五四、36、40 は牢舎後御免無構、つぎに「右者於評定所、左之通出席、寺社奉行松平右京亮、大目付山田肥後守、町奉行山村信濃守、御勘定奉行柘植長門守、御目付井上助之進、右之通立会、信濃守、助之進申渡之」とある。

ついで「未十二月五日申渡之覚」として、(1)(4)があり、「右今晚於評定所、大目付牧野大隅守申渡、町奉行山村信濃守、御目付井上助之進立会」とある。(4)赤井は年齢がない。この跡に甲本の「右於太田備中守宅、云々」があるが、牧野織部相越が申渡である。(46)(47)(48)で共に年齢はない。(45)飯塚伊兵衛も無年齢で二丸留守居、つぎに「右今晚於阿部伊勢守宅申渡、大目付戸川山城守相越す」とある。(43)松本伊豆守は天野山城守支配、無年齢で、つぎに前同文、(2)土山は惣次郎で無年齢、甲本の前記壱石七升替が壱石七斗替になっており、「かわ米を以致流用」が「かり米をもって用立いたし」に、「別段三万五千石之内」が「別段三万五千石は」に、「徳用かわ米」が「徳用より米」に、「右かわ米之内」が「右貸金の内」になっている。(3)林昌院は土山惣三郎母で無年齢、出奔の九月一六日が同一二日となっている。従って余り良質でない点がある。つぎに「右今般於評定所、大目付牧野大隅守申渡、町奉行山村信濃守、御目付井上助之丞立会」で終わる。

結局(1)(2)(4)(3)(9)(10)は刑罰と科書と二重に書かれており、立会では甲、乙本と相違があるが、理由は不明である。以下年齢については丁本を底本とし、同年齢の場合は記さない。

(五)「十七屋潰れ之節聞書」<sup>(12)</sup>(戊本と略記する)には、刑罰が列記されている。1 2 4 3 9 10 20 で 19 に 41 が註記され、21 若月は土山惣次郎召仕家来とあり、26 で 28 しげ次は二三才、27 30 で 29 さき二三、23 與助三五、24 25 14 で 18 は中津、11 33 5 で 13 は山本平右衛門、12 6 7 8 で 15 新之丞は過料五貫文、16 17 31 32 34 35 36 37 38 39 40 で、つぎの「右之通、於評定所、云々」は丁本と同じである。

ついで、「申渡之覚」として、(1)(4)、(2)土山では「仙台米金巻両二付、壱石七斗替」であり、(3)の次の「右今般云々」は丁本と同じだが、「右今晚」である。(44)の跡に「右於太田備中守宅、云々」があり、(46)(47)(48)のつぎに「右今晚於阿部伊勢守宅、云々」と丁本と同文、(43)のあと「右今晚於太田備中守宅、云々」と丁本と同文で終る。

従って(1)～(4)は刑罰と科書の二重で、43～48は科書のみである。

(六)寛政三年に完成した神沢杜口著「翁草」<sup>(13)</sup>卷之百二十六(己本と略記する)に「御買米謀計於評定所判決」があり、2、(5)河野四九で、三千百八拾六両が三千八十六両になっている。百の脱落だろう。(7)五兵衛四三で、内金三千八百七拾兩餘が二千八百七十兩余となっている。(6)惣兵衛五九で、松平陸奥守方が武家方になり、(8)で終る。つぎに「未十二月、自是末科書闕」として39 10 11 12 13 20で21すがは「土山宗次郎召仕女誰袖と云遊女なり」とある。22若月常蔵は半蔵に、23 24 25 26 27で28しけ次がしけ、29 30 14 15 16 17 18で19そよはそのに、31 32で33真純は不動院で「牧野備中守殿中屋敷に罷修験」とある。44 4 1で43松本伊豆守は「先達て五百石の内半知被召上、小普請入逼塞被仰付、又此度百石御取上、残高百五十石になる」とあり、46、45飯塚は元御勘定吟味役当時二丸御留守居と、48久保田は元御勘定吟味役当時佐渡奉行とある。

その他に甲・乙本にない元御側衆横田筑後守は御目通差扣(家来御仕置に付)、御勘定奉行柘植長門守と同久世下野守は御目通差控(支配御仕置に付)とある。文政九年十一月、堀田正敦序「寛政重修諸家譜」によると、横田<sup>(14)</sup>は天明七年「十二月七日家臣罪科に處せらる、により、準松も拜謁をはかり、二十一日ゆるさる」とあり、柘植<sup>(15)</sup>は「六年閏十月二十一日御勘定奉行にうつり、八年七月二十五日清水の家老にうつり」で差扣の記事はない。久世<sup>(16)</sup>は「天明四年三月十二日御勘定奉行となり、寛政元年六月二日御勘定福嶋又四郎正儀罪をかうぶりしとき、廣民も等閑のはからひありしかば拜謁をと、められ、閏六月二日ゆるさる」とあり、横田筑後守は差扣だが柘植長門守、久世下野守は誤りではないだろうか。

前書に当る所に土山は「吟味中に出奔いたし、追手を掛られ、八王子辺にて召捉へ、夫より段々糺明有之」とするが、「天明大政録」<sup>(17)</sup>は「御勘定方御暇出候砌退候て行衛相知不申處、河越にて日堀村正伝にて、山村信濃守殿同心小川直八近

藤初之進召捕候由」とあり、「御評議有之揚屋へ入候様子の處、無宿もの故入牢と申儀にて御座候よし」としている。八王子辺は誤りだろう。なお「寛政重修諸家譜」<sup>(18)</sup>によると、土山は天明六年十一月一七日に富士見御宝蔵番頭に転じている。

再び「翁草」によると、天明七年一〇月に土山、河野、愛知、長瀧、福井、近江屋が揚り屋入牢し、「其外掛り合の者入牢、或は御預等に成」とある。赤井は評定所で御尋の上で親類預になり、「償金夥敷一族より弁へ出され、中にも河野庄右衛門杯は千両私欲有之由」とある。愛知は正直者で主人の罪を被ったのが判明し、落着の際には「格別の御仕置にも不及候由、風説に承ぬ」としている。

(七) 筠庭喜多村信節「き、のまにまに」<sup>(19)</sup>（庚本と略記する）の(2)土山の科書には(1)赤井と(3)林昌院の一部が混入している。

「十一月九日昼中、四谷新宿にて被召捕」となっており、末尾に「於牢内死罪被仰付者也」とあるのは、「天明大政録」<sup>(20)</sup>に鈴が森でなく牢屋敷で執行されたとある事実に基いて書いたのだろう。1、4長瀧三八、6、7近江屋四三で36半七の死罪は誤りである。5河野四九で、つぎに「此外遠島追放押込過料若干人、其中」とあり、31で終り最後に「右は於御評定所、大目付牧野大隅守殿、御目付井上助之進殿、町奉行山村信濃守殿御懸りに而落着、天明七未十二月五日」とある。

(八) 渡辺慶一所蔵「天明七年未十二月 御買上米一件落着被仰渡候間事」<sup>(21)</sup>（辛本と略記する）は、未十二月五日申渡で始まり、12、4長瀧三八、3910で、再び未十二月五日申渡とあり、(1)(4)で「右之趣、於評定所、云々」があり、(44)で「右於太田備中守宅、云々」がある。(46)桑原は大幅な脱落で短文になっている。(47)(45)(43)、つぎに「右之通今晚太田備中守宅、云々」があり、(2)(3)のつぎに「右之趣、於御評定所、云々」とある。これ迄の(1)―(3)の順序は丁本と同じである。そしてここで申渡覚があり、(43)松本が再出するが、これは前出分の約二倍の長さである。この原因は前記(46)桑原の脱落分と(43)松本の分を合せた為であり、科書としてはおかしなものである。(45)が再出し十二月として「右之趣、備中守殿所ニ而被仰付候」とある。そして(44)赤井兵庫頭が再出し、ついで十二月、「御列座ニ而御同人被仰付候」と前文が欠けたと考えられる。

文言がある。これが写しを何回か重ねたものを筆写しているためかは確認できない。

つぎに1243910が再出し19、20佐藤栄次郎は善次郎、21、22若月常蔵は宗次郎召仕若頭常蔵で、2627283029、23與助は召仕に、242514181133513126で、7五兵衛は五郎兵衛に、815161731で32八次郎は八十郎に、3435で、37卯兵衛は飛脚問屋宗左衛門代に、383940で「右於評定所、云々」とあり終る。余り良質の史料ではない。

以上の八本により申渡を整理して考えることにする。

## 二 申渡による一件の経過

この一件について「文恭院殿御実紀」<sup>(22)</sup>卷三の天明七年二月五日の条に記述がある。

寄合赤井豊前守忠晶勘定奉行職にあるうち、買上米穀により不精の事ども聞へければ、采邑千四百石の半を削られ、小普請に入られ、小普請松本伊豆守秀持同じ事により、再び采邑貳百五十石の内百石を収められて逼塞せしめられる、二丸留守居飯塚伊兵衛政長勘定吟味役勤務の節、買上米穀の事もて御前をとゞめらる、富士見宝蔵番頭土山宗次郎孝之勘定の組頭職務の節、身持不宜、遊女に馴染、身請致し妾に召仕、且さいつ頃娘病死を官長へ届も致さず、うちく幼稚の娘賞請、娘兩人と書出し、そが上勘定組頭の節、買上米穀の事にて彼是御後闇事ども多く、<sup>(ヒテト)</sup>果には家出致し、重々不届によつて死罪に行はる、又勘定評定所留役長瀧四郎左衛門政央、實兄土山宗次郎家出致し、同人娘幼稚のせつ病死を届も致さず、其方親類書にも娘老人と書出置、兄宗次郎よりは娘兩人と偽書出し、ある夜娘兩人共宗次郎召連夜中忍出しなど、相違の儀取持申立段、不埒により御役召放、小普請入逼塞せしめらる、その他連座のもの<sup>(下條註見日記)</sup>また多し、小姓赤井兵庫頭忠郁父赤井豊前守忠晶放たれしにより、奥の勤を許され寄合とせらる

これは勘定奉行二人、勘定吟味役一人が買上米穀について処罰され、勘定組頭一人が買上米穀、不身持、家出、親類書

不備を問題にされ、勘定組頭の弟が親類書、兄家出の届書の不備を問題にされた。他に連座者がいるとしている。従ってこの人名からすれば、甲、乙本により一件を考えて差支えない。

発端は勘定奉行赤井豊前守と桑名伊予守が勘定組頭土山宗次郎の申告により、天明六年二月に越後米御買上御用を普請役石田儀右衛門に申渡した。代金は越後国御代官所御預り所から渡すことにし、印鑑を石田に渡して派遣した。このような大金を一人で取扱わせた先例はない。石田一人に申付けたので、土山は彼と申合せて御買上米代金の内から二〇〇〇両を掠取った。

この越後米御買上御用で、土山と新之丞の科書では若干の相違がある。前者では凡三〇〇〇両程の損金とあり、後者では米二四八四五石余を買上げた時点で二二六六両余の損金になったので、この内五〇〇両は石田が償うことにし、残り一七四〇両余は石田の依頼により新之丞が十カ年賦納積りの拝借証文を入れたとある。損金と処理額合計とは一致しない。両者の金額差は現地と江戸との事務上の時間差とも思える。

つぎに北国米御米納の件は、同年七月の関東出水のため御買上を土山は石田、赤井豊前守家来河野庄右衛門、武州足立郡白幡村儀左衛門と内談した。河野は儀左衛門と江戸高砂町源右衛門に相談して、江戸の飛脚問屋十七屋孫兵衛、山城屋宗左衛門、京都の近江屋五兵衛に仙台米御蔵納を引請けさせる計画をたて取調中に、八月に石田が越後から戻り御買上米四五〇〇〇石の内三〇三〇〇石余を積立てたが、御蔵納の上で凡三〇〇〇両程の損金になった。つまり前記二四八四五石余から更に買上げて、米一四七〇〇石が残ったわけだが、新之丞の拝借証文は変更になったのか、石田の償う分が減少したのか、それは不明である。

九月に土山、石田、河野、儀左衛門、その他が相談して、仙台米金一両に一石七斗替、又は一石七升替の両説があり決定できないが、この直段ときめておき、実際には平均一石替に申付けて、その間の「かわ米」(買替米のことか)を流用して三〇〇〇両の損金を償うことにし、買替米一〇〇〇〇石余分の金を越後国代官所から石田が請取った。従って残り一四

七〇〇石の内から一〇〇〇石分だから四七〇〇石の処理はついていないことになる。これが如何うなったのかは不明である。越後米御買上の残金の内五五〇〇両を土山、石田に渡されたところがあるのが、前記石田の一〇〇〇〇石分と考えられるので、金一両につき米一石八斗一升八合一夕余替である。これが計画の数字かどうか、若しそうだとすれば越後米代金は二四七五〇両余の総額だったことになる。

江戸での北国米の手続きは松本伊豆守、赤井豊前守の伺で始まり、勘定吟味役久保田十左衛門、中野藤十郎、飯塚伊兵衛がこれを評議した。安直段を問題にしたが、その後桑原伊予守が勝手方になり、再度評議した。これは松本、赤井、桑原と吟味役三人である。江戸米相場でなく北国筋その外余国での直段だから不相当でないとし、同時に引請人の身元株式会社なども評議している。引請人の十七屋、山城屋、近江屋は引当として問屋株式会社などを三八〇〇〇両と書出したのが証拠に採用された。

その間の同年一〇月六日に河野は御側衆横田筑後守家来福井忠左衛門に対して、飛脚問屋孫兵衛外人御買上北国米引請相願の書付が、勘定奉行から横田に廻付されたらしいので時候見舞三〇両を横田に渡し、ついで決済前に決済の由として、河野と十七屋下代惣兵衛が時候見舞として横田に菓子一折、福井に三〇両と反物二反を渡した。

なお越後米の場合には引請人はいないが、これと似た事務手続きがとられた筈である。

北国米三五〇〇〇石の御買上米が一〇月一二日に赤井宅で申渡され、御前貸金二〇〇〇〇両が渡されている。従って前記と合せて御前貸金は二五五〇〇両になる。

この二五五〇〇両の内から、徳用かわ米金五一八六両が、引請人十七屋他二人から土山、石田、河野、儀左衛門にわたされている。主謀者は儀左衛門である。その内から土山は五〇〇両、河野は一〇〇両をとっている。土山、石田分から石田の口入れて赤井の家来愛知長左衛門は主人に相談せず彼と東馬、山本平左衛門連印で五〇〇両を借りている。名義では江戸深川八次郎、越後福嶋村名主新之丞が貸主となっている。八次郎が愛知に金を渡し、証文を受取って土山に渡してい

る。残り四一八六両の配分の内で、戸田大炊頭家来中沢次郎兵衛は石田から大金を借用した。後に取上げられているが金額は不明である。両者の具体的な関係は明らかでない。

つぎに越後米代残金一二〇〇両を石田から土山は受取り、その内一〇〇〇両を所どころに預け、七〇〇両は居宅普請其外暮方入用に遣ったとあるが、両者の合計は受取額以上になる。恐らく後者が二〇〇両の誤りだろう。この一二〇〇両は北国米による徳用かわ米分とは別としている。

これより先、同年九月に土山、石田、河野、儀左衛門、その他が相談して、金額は不明だが、十七屋が先達てから仙台藩に用立金を出しているの、仙台藩の家来中村大右衛門に掛合つて、米四五〇〇〇石を金一両に付、米一石五斗五升<sup>(23)</sup>替で買請け、代金二九〇三二両余は用立金の返済に充ることにした。つまり現金は払わないことになる。

十七屋は御前貸金を願ったが、これは山城屋、近江屋は十七屋店支配人孫兵衛に任せており、孫兵衛が引請けたとしてゐる。孫兵衛は牢中で病死しているのである。山城屋下代半七は無構となつてゐる。前記の通り引当の証拠として十七屋、山城屋の間屋株式と京都の近江屋所持屋敷と国々出店株式の見積直段を三八〇〇〇両として提出したが、「爲御替又は御貸附（銀）引當ニ差出置候家屋敷を二重に書出、其外株式等取極候儀も無之處」として偽証拠と極め付けてゐる。これは御為替請負の引当と、何かの御貸附をうけていた事実があり二重抵当になつたのと、この時期には御免株は江戸の飛脚問屋仲間のみだから、近江屋の株式が問題になつたのだろう。

十七屋は御前貸金二五五〇〇両を受取り、その内で五〇〇〇両を松平陸奥守方へ米代手附金として渡している。三八七〇両余は、かわ米代金并手入金などに遣し、一五〇〇〇両は十七屋、近江屋の借金返済に充てた。これは一六〇〇〇両との記述もある。残金の四六三〇両余は諸雑用に遣つた。私にはかわ米代金、手入金三八七〇両余と前記四人組のかわ米代五一八六両との関係がわからない。

以上は武家と飛脚問屋についてだが、十七屋下代惣兵衛が仙台米買請の世話をしてくれたら徳用かわ米の内で金を渡す

と持ちかけたので江戸高砂町源右衛門、河野、儀左衛門、江戸堀江町與市は世話に当り、源右衛門は三五〇兩を受取つた。彼はその内三一四兩二分を所々へ貸付け、三五兩二分を暮方入用に遣った。與市は二五兩を受取り暮方入用とした。

最終には四五〇〇〇石の内で一七四〇石余を、飛脚問屋が請負つた届金の封を解いて使用して納めたが、四三二六〇石余が滞った。とんだ封印切りになってしまったわけである。

そこで天明七年九月一五日夜に石田が出奔し下総国佐倉城下で自殺した。翌一六日夜に土山が出奔した。一九日夜に源右衛門が欠落したが、牧野備中守中屋敷不動院の真純のもとで病氣のため二一日迄いた。その後京の母に暇乞し江戸に戻つて自訴した。

土山出奔前後には、土山は遊女誰袖を召仕女すかとしているが、先年娘ちよが死亡したとき届をせず、内々で土井與惣兵衛娘みちを貰い実子同前にする積りで親類書に娘二人としたが、みちは戻し、娘はいなかった。弟の長瀧四郎左衛門の親類書は娘一人としていた。出奔は一人だが、届出には娘二人を連れとしたので問題になった。親族として押込となつた柳田次郎右衛門と久田見仲助は、文化六年冬、田畑吉正序「断家譜」<sup>24</sup>巻一三によると、柳田は土山の娘婿であり、娘は「実土山勝右衛門照武妹」である。土山の父孝祖は「大野幸右衛門 後土山藤右衛門 実久田見武兵衛男」であるから久田見は父方の親類である。なお長瀧と土山の間には妹があり堀七郎右衛門妻とあるが、堀は見えていない。

石田妻そよは夫出奔後、御買上米代金の内からの金子貸附証文四通と南鐙七片を入れた守袋を、事情を知らない佐藤栄次郎に預けたが露見した。

「華野茗談」の文政七年二月、鈴木悋の後書<sup>25</sup>によると、東作は山師で「土山宗次郎ト深く交リテ」、蝦夷に行ったのは「土山氏ノ内命ニテ」であり、「土山氏ノ出奔セシ時モ、此人ノ謀ニテ、山口観音ニ遷セシモ、官ニ捉ラレテ」とある。同書の寛政七年孟夏、南畝野史「題華野茗談首」<sup>26</sup>に東作は立松懐之で江戸四谷新宿の煙買<sup>タバコヤ</sup>稲毛屋としている。

東作は土山が出奔のとき留めず、長瀧宛の封状を受取り途中でわかれた。土山との関係は「赤蝦夷一件」の天明四年五

月、松本伊豆守「松前并蝦夷地之儀に付、御勘定組頭土山宗次郎え承候趣申上候書付」<sup>(27)</sup>に詳しい。蝦夷行は「宗次郎方の用事等有之候儀には無之、其外何にても申付候筋は曾て無御座」とある。同六年には東作が似た立場だったのではないか。

その他としては、文政一三年閏三月日、田内親輔序、(田安家中)水野左内源爲長「よしの冊子」<sup>(28)</sup>に、土山の妾は大文字屋の遊女誰袖とある。市兵衛とは吉原の妓楼大文字屋村田市兵衛で狂歌作者加保茶元成<sup>(29)</sup>である。

### 三 一件の人脈関係など

以上のことからすれば、松本と赤井の下に土山がおり、石田、河野、儀左衛門、土山が計画した。石田が関係武家への金庫役、河野が交渉役である。越後米では石田の下で新之丞が現地役である。仙台米では十七屋が仙台藩の中村と交渉し、江戸では前記四人の下で十七屋、河野、儀左衛門、源右衛門、與市が世話役である。二つのグループの連絡役は河野と儀左衛門である。

赤井は金子を受取っているが松本には見当らない。<sup>(30)</sup>勘定吟味役の評議が二度行なわれたのは桑原が勝手方になったからである。根岸衛奮編「柳営補任」<sup>(31)</sup>によると、桑原は作事奉行から安永五年八月に勘定奉行公事方になり、天明五年一月に勝手方、同六年六月公事方兼道中奉行、同八年一月一五日大目付である。松本は吟味役から安永八年四月一五日に勘定奉行勝手方、同月二七日長崎御用掛り、同年紅葉山御宮御修覆御用、同二年閏一月五日田安殿家老兼帯で、同六年一月一五日不埒の儀で御役御免半地召上、小普請入差控である。しかし最後の所は「文恭院殿御實紀」<sup>(32)</sup>巻一によると同六年閏一〇月五日である。再び「柳営補任」によると、赤井は京都町奉行から天明二年一月二五日に勘定奉行勝手方、同六年五月公事方、同年一月一五日に西丸御留居である。

天明六年五月には久世丹後守は公事方で、同年十一月勝手方である。北国米が計画されるのは同六年八月以降で、申渡は一〇月であるが、吟味役久保田は同六年一二月に佐渡奉行、中野は同八年五月一〇日に二丸御留居、飯塚は同六年一〇月八日に二丸御留居である。<sup>(33)</sup>従って同六年一〇月上旬迄に評議を完了している。

桑原の勝手方に関係するものに天明六年季冬序「天明巷説」<sup>(34)</sup>がある。森山孝盛「自家年譜」<sup>(35)</sup>の天明七年一〇二日の条に、田沼意次の処罰にふれ「委敷天明巷説二有之」とあるので信頼性がある。また山田忠雄氏<sup>(36)</sup>は「江戸城中の内情に明るい旗本身分の手になる忠実な実録とみてよい」と評価している。

「天明巷説」には松本が勝手方から公事方になる記事がある。

諸運上御免被 仰出ける砌、松本伊豆守ハ印幡沼其外諸方只今迄の御入用調を可仕旨、出羽守被申渡けるか、御中陰半ハ過る比、俄に桑原伊与守御勝手方に被 仰付、伊豆守ハ公事方に被転たり、此時伊豆守公事人の腰掛を申付度よし伺れけれハ、其儀に不及旨被 仰渡けるか、是より大に力を落したりといへり

この跡に「伊豆守此時御勘定御調を被仰渡けるに、御勘定所へ退れける時の顔色土の如くにて、空斗詠めて甚当惑の様子なりしとて、詰合せたる御勘定衆語られき」とある。「天明巷説」は將軍家治の死を八月二五日としているから、九月二〇日前後に桑原は六月になった公事方から勝手方に転じた筈である。「柳営補任」にはみられない異動だが、このことの意味はまだ私にはわからない。少なくとも御買上米一件の評議中であつたのは確かである。

土山一件とも称せられているが、本当の主役は松本ではないだろうか。そしてこれだけ中心にいるのに武州足立郡白幡村儀左衛門が刑罰、いや無構、牢死にすらなっていないのは何故か、彼が何のような人物だったのかは不明である。

高倉淳氏のご教示によると、仙台藩についての明治七年成立、国分平、森広畔、作並清亮編「六代治家記録」<sup>(37)</sup>の徹山公の項に、次の記載がある由である。

天明八年五月壬戌十五日入城ス、本月十一日中村大右衛門職名詳ナラス幕府町奉行所へ召サレ京都十七屋名詳ナラスへ穀ヲ売却スルヲ約シ、金五千兩ヲ受ケ穀運滞スルニ坐シ、大右衛門放逐ニ処セラレ、出入司木村八兵衛沢田仁左衛門浜尾又左衛門連坐シ押込ヲ命セラル

中村大右衛門は放逐になり連座者がでている。中村については何者かは不明である。

江戸では、「正宝記38」には、天明七年二月一〇日に室町式丁目定飛脚九軒仲間之内、十七屋孫兵衛と北鞆町右同断山城屋宗左衛門の飛脚問屋株并建家土蔵諸道具共が御払になるので、一四日迄見分、一五日に信濃守様御役所へ入札持参と町年寄が触れている。

京都では町触39によると、同八年四月に姉小路高倉西入町近江屋五兵衛が欠所になり、順番飛脚問屋株御払があり、欠所地所屋敷并諸道具御払として近江屋五兵衛の姉小路高倉西へ入町の地屋敷一カ所、土蔵二カ所、諸道具、高倉姉小路上ル町の地屋敷二カ所、富小路三条上ル町の地屋敷二カ所、土蔵二カ所、新シ町三条下ル町の地屋敷一カ所、土蔵一カ所を希望者は同二八日大隅御役所へ入札持参とある。

#### 四 「自家年譜」と「よしの冊子」

天明四年九月に小普請組頭、寛政二年九月に御徒頭である森山孝盛「自家年譜40」には、天明六年閏一〇月五日に田沼主殿頭御役御免、加増二万石、居屋敷と大坂蔵屋敷の召上、松本伊豆守の御役召放、知行石二五〇石召上、小普請入逼塞があり、翌七年九月一六日に「富士見御宝蔵番之頭大山惣次郎出奔、元勘定与頭、松本、赤井か党也」とある。翌一〇月二日に田沼主殿頭領地二五〇〇〇石城地共召上、蟄居仰付、嫡孫竜助へ一万石被下がある。同月一〇日には「俄評定有之、

元御勘定奉行赤井豊前守御尋之上、親類預返し之由、大山惣次郎一件殊之外手広く成」とある。大山は土山のことだろう。なお松平定信の老中就任は同七年六月一九日である。<sup>(41)</sup>

つぎに水野左内「よしの冊子」<sup>(42)</sup>の同七年六月一九日から一月三日迄の分に、赤井が評定所に呼ばれた際、家には帰れないだろうから随分覚悟といわれたのに対して、「米の事は拙者一存にてハ無之、上へ伺之上之儀、何れ御吟味之上ハいか様ニも可仕」といったとある。松本は覚悟し評定所を予定して下女八、九人に暇を出し、中間一人侍一人の召仕である。

土山の吟味を担当した山村信濃守の吟味向が不良で、本筋に入らず土山の娘が外へ片付いているのを六カ敷し僉議し、肝心のことをすべきだとの沙汰がでたとある。町奉行山村は天明四年三月三日に勘定奉行から町奉行になった人物である。<sup>(43)</sup>

「十七屋より金子配当ノ帳面出申候處」として帳簿が押収されており、「牧野ノ種村定右衛門、横田ノ家老福井忠左衛門名前御座候由、右二付兩人共咎二か、り可申候由ノサタ」とあるが、種村は申渡にでていない。「越後へ参り居候御普請役も急二替りを被仰付、江戸へ召候由、是も咎二か、り可申よしのさた」とある。普請役石田は前記の通り自殺している。

赤井の家来の愛知の豪奢と、暇の出た河野は大勢の家来をつかって奢った生活だったとし、「赤井へ石田儀右衛門より借候金子五百両上納被仰付候節、金子二困り候所、赤井の妾三百両差出候二付、外にて式百両才覚いたし、早速上納致シ候由」とあり、御前貸金の流用分の回収が行なわれている。つづいて「赤井が様ナ前後を不知ノ馬鹿者ノ妾ニハめづらしき事とノ評判仕候よし」とあり、また「土山一件之御金、石田儀右衛門より所々へかし候由、此度段々土山白状二付、其借申候先方も知レ申候由、借主より右金子上納被仰付候二付、俄ニ大難儀仕候よし」とし、戸田主水が三〇〇両以上とある。これは戸田大炊頭だろう。

牧野備後守屋敷に不動院という祈禱所があり、不動院も土屋の件で揚屋に入ったとは、真純のことである。ついで「牧野家来杯も此間は賄賂を取候事相止申候由」とあるから、前記の種村がこれであり、牧野は老中である。<sup>(44)</sup>

土山一件について、桑原、松本、曲淵へ封状で御尋があつたとある。曲淵信濃守は「柳営補任」<sup>(45)</sup>では天明七年六月朔日に町奉行から二丸留守居、同八年四月六日に小普請組支配だが、「天明大政録」<sup>(46)</sup>では六月一〇日に小普請支配である。桑原は氣うつで足痛で体が弱り「むごたらしき事と申候よし」と同情されている。

土山は牢で石を抱せて責められ白状した。実施前に町奉行は伺を出し許可されたが、御目見以上には行なわれないものだから、出奔のためかと推測し、一方では揚り座敷に入っているのは御目見以上の扱とみている。土山の妾誰袖は大文字屋に返されたが、土山の払った受出し金六〇〇両を大文字屋は上納させられた。「大なる御むたいの御政事と申上候よし」とある。

赤井は評定所で「私一人の存寄にて取扱之義故、外ニ御役人ニハ無御構、私ヲいか様にも御仕置ニ可被仰付候と、殊外申披立派成よし、右ニ付、土山御仕置も被仰付候ハ、赤井ハ親類預位にて済可申と申候サタ」とあり、赤井は態度を一変している。これ程の評判が何によるかは不明である。

つぎに同六年一月四日より同八年二月一六日迄の分には、松本に封状で御尋の際には、小普請世話役への挨拶は「御尋之趣奉畏候へ共、其砌之事ハ一向忘却仕、前後相覚不申、此段宜御沙汰可被下と一ト通申述」、つまり記憶にございませんとした上で、「サテ右ハ其元様迄御受申達候義にて御座候」と公式の立場をここで止めて、松本個人としては「是ハ其元様への御咄ニ御座候が、右の譯ハか様くと、其節之事を一々委く申候由」、ついで「夫を委く御受を申候てハ、大分上ニ達申候、人々もシクジリ多く御座候故、御受ニハ前後忘却と申候由」とあり、構造的で森山孝盛の云う松本、赤井の党だけの話ではなかったのである。これを「至極おとなしき申分と申候よし」としている。

普請役石田は自殺、勘定組頭土山は逮捕拷問である。評定所に喚問された勘定奉行赤井は全責任引受け、同じ松本は記

憶喪失で、共に上層部への波及阻止と保身である。

土山は加賀屋敷辺から本郷へ屋敷が移ったが、生活は派手で賑やかであり、祝事は夜を明かすが、「惣二郎当番日勤二候へ共、ことの外気根の能もの、由、右月見杯二ハ一向宿にてハ寐不申候故、当番二出申候へハ居眠申候が、御用を持って参候と、直二決断いたし、御用ハ至て辨じ申候よし」と事務能力を評価している。

河野は本所辺の聖天に一〇〇両を寄進したが、これが十七屋一件の金であったから、河野が揚屋入りになると、近所の悪党が住持に吟味が及ぶとおどし、小気者の住持は出奔したとある。桑原の差控で勘定吟味が止まった際に「惣躰にてハ御勘定を三十人計も出来候よし」とある。これは「天明大政録」<sup>47</sup>卷七の「御勘定方の者三十人程御暇出、御普請方の者二十人御暇出候由」に当たるだろう。そして「天明大政録」は土山の事を記し「御勘定方御普請方共、段々御吟味有之、田沼殿にも此分にて相済候得ば宜しと御咄し有之由、丸毛和泉守殿にも御役御免、御吟味候様相聞候由」とあり、田沼も此分にて済めばとある。丸毛和泉守については後述する。

## 五 飛脚問屋十七屋、山城屋、近江屋

御買上米一件について加藤曳尾庵「我衣」<sup>48</sup>卷二下に「御勘定組頭土山惣次郎御金引負の義に付斬罪、此節右一件に付、十七屋といふ飛脚や并手代引廻し御仕置に相成」とみえている。

杉田玄白の日記「鶯齋日録」<sup>49</sup>の天明七年二月五日の条には「土山一件今日御仕置済、松本伊豆守□□被召上、赤井越前守半地御役御免小譜（請）入」とある。同二五日には近江屋について記している。

先頃の十七屋騒動二状くはりの子茂助と云ふもの、六斗のよし、此者主人の今度ハ□逃事を知り、大坂にて江戸へ下

ル事無用なり、願ハ我ヲ五兵衛と名乗し下し給へ、左あらハ如何様なる事ありとも、刑ヲも可受と望しか□、主人氣遣筋にあらすと承知せず、其後（以下六七字畫難読）下りし□、江戸の手代□も承知せず、上方□□上せに□□おしかへし、自分せめて番頭の子なら、さもあるましと、涕泣して申せしかと弥承知せず、□□同前に取扱（畫）四度（畫）、四度めハ去月廿日主人率二人、其身廿四日二下り□□□□主人被刑、今ハ乱心同前たりしよし

近江屋五兵衛は状配りの子からみても、危険だったとした話である。近江屋の入牢を二月二〇日としており、「翁草」の一〇月とは異なる。

飛脚問屋側から一件についてふれているものに「飛脚仲間惣まく理<sup>(50)</sup>」があり、安永年中には「京都之方ハ十七屋一軒ニ而差立<sup>木津屋山田屋</sup>伏見屋共十七屋へ送る」とある。江戸の定飛脚問屋の京方の京屋以外は一手取扱である。京屋株については大坂方和泉屋持添株であり、「日本橋平松町に住居いたし、諸事<sup>和泉屋</sup>賄二而京屋方支配人持二候得は」とある。つぎに天明期の十七屋について次の通りである。

一天明年中之頃迄、十七屋家業盛運の時節二而、童女たり共、十七屋と申飛脚屋ハたれ知らぬ者もなかりき、家運増長して、時の支配人惣兵衛、庄兵衛口舌才智に勝れ、金銀潤沢ニ随ひ、天明三卯年より同七未年迄、関東筋凶作打続き米価高直二付、奥州筋廻米 御用筋二懸り合 御用金數多十七屋引負に相成、御返納難行届、依之追々御吟味之上、十七屋孫兵衛店預り人惣兵衛 御用懸り庄兵衛并 御用金御拜借人山城屋宗左衛門店預り人佐兵衛、京都近江屋五兵衛、其外懸り合重キ御仕置二相成、家業躰家財共關處に被仰付退転いたし候

これによると、十七屋は大變繁昌しており、支配人惣兵衛と庄兵衛は口舌才智にすぐれとあるが、これは飛脚屋には多いことで、大坂屋茂兵衛事杉本茂十郎もそうである。十七屋店預り人は惣兵衛であり、御買上米の御用掛は十七屋の庄兵

衛、御用金の拜借人は山城屋店預り人佐兵衛である。従つて申渡の山城屋宗左衛門は佐兵衛、十七屋孫兵衛は庄兵衛ではあるまいか。山城屋の半七は名義人の内にいないし、店預り人でもないので無構だろう。一件後について次のようである。

一十七屋、山城屋の得意散乱二付、仲間中分取高名者手代衆手柄次第との事二而、仲間取締等之儀、曾而無之、此節より嶋屋の幸福たり

その幸福になった島屋の組合<sup>(51)</sup>大和屋善右衛門安井宗二は俳人大江丸であるが、天明五年冬、大江隣主人序(同七年八月、安井宗二成胤後筆)「家声録」<sup>(52)</sup>に、天明六年冬、十七屋騒動之噂がある。

此店ハ丸六、越七、なら三、越孫、近五、さ、七、若松之持成しを、なら三、若まつは退転、丸六ト越七は江戸火事普請之勘定未進として除かれ、近五、さ、七、越孫三人之持成しか、金七、庄兵衛、宗七杯か取計不宜にや、凡三万両余之不足、さ、七、越孫下り糺すといへ共不行届、十七之名目出し置たる近五之上州店不相濟故に、江戸之店一円近五へ引受、江戸へ下り、同十二月及大病、手代久兵衛、七郎兵衛、伝右衛門共へ江戸つめ

十七屋は京都の順番飛脚問屋丸屋六兵衛、越後屋七郎右衛門、奈良物屋三右衛門、越後屋孫兵衛、近江屋五兵衛、笹屋七郎兵衛、若松屋甚兵衛の組合持の江戸宿の役割の店である。当時は近江屋五兵衛、笹屋七郎兵衛、越後屋孫兵衛三軒の組合持であり、十七屋は約三〇〇〇〇両不足になった。三軒の内で近江屋は上州に十七屋名義の一人持店があるので引かれず、十七屋を近江屋一人持にし、処理に江戸へ赴いている。これは前記利右衛門の「定飛脚問屋願濟一件 二ノ冊」<sup>(53)</sup>にある安永二年の道中三度飛脚宿并取次所に、江戸から西上州へは嶋屋、十七屋、東上州へは十七屋が取扱い、藤岡に嶋屋藤八、近江屋嘉助、高崎に近江屋藤八、嶋屋彦兵衛、伊勢崎に嶋屋庄七、前橋に近江屋十兵衛、桐生、勢良田新田御領主

は十七屋与兵衛、大間々、足尾銅山は十七屋忠兵衛とあるからである。

ついで土山出奔以前の同七年四五月頃として、江戸呉服大店用として次の通りである。

十七屋之一件に付、此方へ被仰付候店々

白木、戎屋、かめや、三井、あら木、嶋屋、竹原、いつくら、升屋などの大店御用、此方へ仰付られ候、上州へ之夏中金子被遣候事、一六計にては不自由故、夏之内ハ九月迄四九之日間飛脚上州へ差立候

江戸から北関東養蚕地帯への送金は鳥屋に集中したことを示している。この呉服大店の内で越後屋と白木屋について「家声録」<sup>(54)</sup>は、享保二〇年頃には、越後屋孫兵衛は越後屋の手代、近江屋は白木屋太郎助という白木屋のおとことしている。三井家の宗印作「商売記」<sup>(55)</sup>には、三井高利の五男宗秀が松屋に養子で入ったが、養父実父共に勘当されたとき、「東福寺前にあさましき体にて居申候、其節者袖乞に出可申ほととの差つまりにて候、松や長左衛門、飛脚孫兵衛兩人少ツ、身つぎ飢を養居申候」とあり、飛脚越後屋と越後屋(三井)とは密接な関係である。また川柳には「十七屋一丁遠く富士を見る」<sup>(56)</sup>とあり、越後屋よりも北に一丁離れた富士山としているから、十七屋は越後屋の附近にあったのだろう。

つぎに安井宗二の自伝「きのふの我」<sup>(57)</sup>には、天明六年の頃に「十七屋大もめ、近五、一円引受二下ル、十二月江戸下り金川の病氣、三十余日相惱」とあり、翌七年には「十二月五日、近五、山城左兵衛、十七屋庄兵衛、惣兵衛等、品川獄門、祐光院正譽道念なしミの人故、廻向し月々とふらハせ候」とある。

天保一一年二月序、利右衛門(六八才)「定飛脚発端旧記 一ノ冊」<sup>(58)</sup>は、木津屋に勤めた利助の子で、親子共に定飛脚問屋大坂屋、和泉屋に勤めている者の筆になるが、前記「飛脚仲間惣まく理」と似た文がある。

私日、愚老十一才之頃迄、芝居役者八市川団十郎、中村仲藏等<sup>(不明)</sup>、飛脚屋と申ハ十七屋より外ハ知らざりき、

江戸ッ子にしらぬものなし、然るに増長して、天明年中凶作の砌、米穀拂底二付 御 公儀様御買米之御金を以 奥州の国主廻米せん事を御請負申上、数万両拜借して返米不行届、痛いたましいかな懸り合の面々おもき死罪に行れ、天明六年の頃終に關処となる

余程有名な店だったようである。以上のことを前提にして、一件前後に限定して十七屋、山城屋、近江屋について、主として三井文庫所蔵文書によってみる。前記の通り十七屋組は三軒持から一軒持になるが、天明六年五月付、近江屋五兵衛宛、越後屋孫兵衛、笹屋七郎兵衛「譲り証文之事」<sup>(59)</sup>によると、十七屋孫兵衛店は元禄一五年に仲間一七人が申合せて設立したが、組合は三人になった。その間の宝暦五年に江戸の山城屋店を買入れ、近年には仙台大町の梅原屋清兵衛、福島上町の十一屋太兵衛名義の出店を出した。「近来江戸支配人心得違二而、松平陸奥守様御勝手向諸事引受、金子夥敷御用立、右二付江戸、京二而大借出来候處、御屋舖之御返済御延引二付、此節二至候而店相続無覚束相成」りとして、仙台藩用達で行き詰り、これは組合持で支配人任せのためだから、一人持にする。江戸十七屋店、山城屋店、仙台梅原屋店、福島十一屋店四カ所の家株式を無償で近江屋のものにし、代りに三名加印の江戸、京都の借金も近江屋が引受ける。

そのため同日付、越後屋、笹屋宛、近江屋「引請証文之事」が作成され、同時に越後屋宛、近江屋「添証文之事」によると、安永六年から十七屋詰番をこの両者が勤めたが、近江屋のみになるので越後屋の印形は戻すべきだが、詰番改の届は混雑の折柄のため従来通りとするが責任はかけないとしている。「家声録」の三〇〇〇〇両不足はこれであるし、前記御買上米御前貸金からの十七屋の一五〇〇〇両の流用は焼石に水だったのではあるまいか。前記の通り仙台米買上は金一両に米一石五斗五升替であるから、この不足金で大略四六五〇〇石であるから、買上米量はこれを処理することから出た数字かもしれない。

五月に十七屋は近江屋一人持となったが、「江戸白木屋文書」<sup>(60)</sup>によると、五ヵ月後には近江屋は白木屋と次の証文を作

成している。

売渡申株式之事

一上州藤岡町近江屋五兵衛名前店一ヶ所

一上州高崎町同

一上州桐生町同

一甲州山田町同

一奥州仙台大町十七屋新兵衛名前出店一ヶ所

一京都姉小路高倉西へ入町居宅

右六ヶ所三度飛脚屋株是迄拙者持来候所、此度勝手<sup>(備)</sup>付、右三度飛脚屋株諸一式建家土蔵とも、代金四千百両永代売渡し、則持主并証人立合連印致、右金不残儘請取申所実正也、此一件二付諸親類ハ不及申、外々違乱申者兼而無之候、万一六ヶ數申者在之候ハ、連印之者引請相濟、少も御苦勞相掛申間舖候、為後日売渡し証文仍而如件

京都姉小路高倉西へ入

売主 近江屋五兵衛<sup>印</sup>

手代 久兵衛<sup>印</sup>

江戸北鞆町

証人山城屋宗左衛門<sup>印</sup>

江戸室町式町目

同 十七屋孫兵衛<sup>印</sup>

天明六丙午年

十月

白木屋彦太郎殿

請負申証文之事

一 三度飛脚屋株式、別紙証文之通六ヶ所、是迄近江屋五兵衛持来候処、此度貴殿御買求被成候所、我々七人御請負申、  
 慥預り申所実正也、月々諸掛并奉公人給金雜用少シ之造作等迄、私共方二而相賄、得分之所、毎月諸帳面相添、貴殿  
 方江相渡シ、急度勘定相達可申候

一 御公儀様御法度之趣大切ニ相守、御触事無油断為申聞、不見届者一夜たり共差置不申、渡世專一二可仕候、尤奉公人  
 請状銘々取置候間、御入用之節相渡可申事

一 宗旨証文之儀、奉公人共銘々寺請状取置申候間、御入用之節相渡シ可申候、萬一我々取<sup>(誤不明)</sup>未御氣二叶不申候ハ、何時  
 二而茂請負御取散可被成候、其節一言之違背申間敷候、為後日請負証文仍而如件

同

別家 伊右衛門<sup>印</sup>

江戸北鞆町

同 庄兵衛<sup>印</sup>

江戸本町貳丁目

同 金 七<sup>印</sup>

京姉小路高倉西へ入

売主 近江屋五兵衛<sup>印</sup>

手代 久兵衛<sup>印</sup>

天明六丙午年

十月

江戸北鞘町

証人山城屋宗左衛門<sup>㊦</sup>

江戸室町式丁目

同 十七屋孫兵衛<sup>㊦</sup>

同

別家 伊右衛門<sup>㊦</sup>

江戸北鞘町

同 庄兵衛<sup>㊦</sup>

江戸本町式丁目

同 金 七<sup>㊦</sup>

白木屋彦太郎殿

これによると、近江屋は白木屋に、同人名義の上州藤岡、高崎、桐生の三店、甲府店と、十七屋新兵衛名義の仙台店、京都店宅の六カ所を四一〇〇兩で譲渡するが、営業は従来通り近江屋、同手代、山城屋、十七屋、同別家三人が当ることになっている。

この証文を作成した一〇月は、御買上米御前貸金拝借と同月である。いずれが先かは不明だが、京都居宅は重複することになる。

つぎに「江戸白木屋文書」には天明六年の近江屋関係の四通の「預り申金子之事」<sup>61</sup>がある。共に白木屋仁兵衛、忠助、

徳右衛門宛である。正月付、十七屋孫兵衛、近江屋五兵衛の通用小判二〇〇両の返済は入用の節である。一〇月二三日付、前記両人の文字金一四〇〇両も同様である。つぎに閏一〇月二二日付の近江屋五兵衛、手代久兵衛の二朱判一〇〇〇両は来る一二月晦日限で、前二通にない「万一相滞候は別紙置証文之通御取斗可被成候」の文言がある。一二月一三日付、前記両人の無切小判一〇〇両は当月二〇限で、滞った際の文言は同じである。

四通のだから問題はあるが、一〇月と閏一〇月では十七屋から近江屋手代に変わり、文言に別置証文がみえ、期間も短縮している。ついで翌七年三月には白木屋は嶋屋と次の請負証文を作成している。

請負証文之事

一諸国江御遣被成候金銀荷物御状不依何品、我々共御請負申上候所実正也、御差図之方江無相違御届可申上候、金銀之儀者時々詰番組合共加印を以御渡可被申候、然上者、萬一紛失等仕候歟、又は濡損し其外如何躰之儀出来仕候共、連判之者共急度相弁埒明、少も御苦勞御損難相懸申間舗候、為後日請負証文仍而如件

江戸日本橋瀬戸物町

嶋 屋佐右衛門印

同組合

大坂内淡路町二丁目

加賀屋惣左衛門印

同内平野町大沢町

嶋 屋新右衛門印

同 同町

天明七年

未三月

加賀屋五郎右衛門印

同 同町

小山屋庄右衛門印

同 亀山町

嶋 屋伊 兵衛印

同 北川屋町 卷丁目

紀伊国屋九郎兵衛印

同 同町

河内屋喜右衛門印

同 北川屋町 二丁目

大和屋善右衛門印

大坂内平野町 大沢町

津国屋十右衛門印

白木屋

彦太郎殿

支配人中

なお嶋屋と津国屋の印判は「手板組中」である。島屋に請負せているが、全部ではないだろう。少なくとも御前貸金に對して白木屋は警戒しているのだろう。

ここで三井文庫所蔵文書に戻ると、同七年三月付、三井御本店御支配人中宛、越後屋七郎右衛門、丸屋孫市、笹屋、近江屋、越後屋孫兵衛「奉願上候口上書」<sup>(62)</sup>によると、この五軒の召抱の飛脚は江戸に着くと十七屋からの為登荷物を以って京に帰る。組を退いても運送面では十七屋組として動いている。十七屋の大借で顧客には荷物、書状は渡すが金銀は渡さない者もあり、不景気も手伝って毎夕發送する程の集荷がなく、飛脚は長逗留になるので、江戸店が山城屋に上方と上州宛の金子を渡すように通達を求めている。丸屋と越後屋七郎右衛門が詰番をし、手代各一人を下すとしている。その際の印鑑では山城屋宗左衛門組中とある。

翌四月付、三井御本店御支配人衆中宛、山城屋、丸屋、越後屋七郎右衛門「乍憚口上書」は、前記の願書の実施を詰番兩人が着任したからと願っている。また同月付、越後屋八郎右衛門殿御支配人衆中宛、山城屋、越後屋七郎右衛門、丸屋、越後屋孫兵衛「請負置証文之事」<sup>(63)</sup>では京、大坂、伊勢筋、国々への送り金銀、荷物、何によらず請負うとある。

この請負証文には問題がある。四月二八日付、(京都)三井吉郎兵衛他六人宛、(江戸)三井仙右衛門他七人「内無番」<sup>(64)</sup>では、四月付口上書について、三井の江戸店に対して十七屋支配人は京都組合、つまり四軒から連絡がないから問合せると答え、山城屋手代は知ってはいるが現在丸屋は京都で不快であり、越後屋七郎右衛門は京都に相談があり、名代與兵衛は江戸に着いた許りだから近日中に何うと答えた。前記詰番兩人江戸着は書付の中のみである。十七屋組の看板を山城屋組に替るのは京都側の希望であり、十七屋と山城屋間の調整はついていない。山城屋が拝借人とすれば、名義上のことであつても、この処置は余り意味がないのではないか。

翌日山城屋支配人半七と越後屋七郎右衛門名代與兵衛が願書と組合印鑑を持参したが、願書印形と印鑑が相異しており、それは願書印形は京都の見世で使用巾であり、印鑑は実印と答えた。後日山城屋支配人は暫く山城屋が取扱い、事件解決後は十七屋会所に戻すと称して前記請負証文を提出した。恐らく事態の進展に追われて業務が混乱しているのだから。三井の江戸店では、これでは金子渡しは不安として京都に検討を求めている。

以上の件について翌五月付、(京都)三井善三郎他二人宛、越後屋孫兵衛「口上」<sup>(65)</sup>では、丸屋が病気のため名代忠治郎が下ったこと、印鑑は二つあり共に両名のもので、願書印形は京都で使用、印鑑は江戸詰番が使用と弁明し、上州奥州行金銀の山城屋請負は断念し十七屋にも渡さないようお願い、上方と道中筋は山城屋へとしているが、結果は不明である。

この動きは、十七屋は近江屋一人持としながらも、近江屋持の山城屋を四軒が別箇にしようとしているのではないか。笹屋は入っていないが、後述するように越後屋孫兵衛も老分が詰番をしているので、この動きが考えられる。笹屋、近江屋は十七屋会所だろう。山城屋の近江屋持が変る訳でもない。もう少し考えたい。

同七年未八月五日付、御(以下欠)宛、新町二條上ル丁越後屋孫兵衛、煩二付忠兵衛、烏丸姉小路上ル丁笹屋七郎兵衛、両町連判「奉願口上書」<sup>(66)</sup>は、恐らく京都町奉行所に宛たものと考えられる。同月三日に越後屋代人と笹屋が召出され、江戸で十七屋、山城屋、近江屋が去秋から北国米三五〇〇〇石御買上請負のため御前貸金二〇〇〇〇両を拝借、その証拠として家屋敷を書上げたが、その際に両人の家屋敷株も書上げてあるので譲渡禁止を仰付けられた。これに対して両人は去年五月に相対で組合を退き、十七屋は近江屋の一人持であり、近江屋は去年五月一三日に江戸に下って勤めているので、御買上米請負、御前貸金、家屋敷株引当もすべて知らないとし、引当に不足があり両人分を加えたと考えられ、家屋敷の間数も違っていると弁明している。

翌九月付、三井御店御支配人中宛、近江屋五兵衛「乍憚口上書を以奉願上候」<sup>(67)</sup>には、十七屋一件で公儀から御咎をうけたので落着まで上州藤岡、桐生両店に荷物が渡されなくなったが、両店は別条なく営業しているので御用仰付を願っている。<sup>(68)</sup>

同じ九月付、三井御本店御支配人中宛、越後屋孫兵衛「乍憚口上書」<sup>(69)</sup>は、同七年春から御店下しの荷物、状は山城屋から届けていたが、三井の江戸店から江戸の島屋を指定してきた。交渉すると島屋から多忙を理由に断られた。越後屋の老分九兵衛も山城屋に詰番としていことでもあり、仕事の継続を願っている。

しかしこれは駄目だったらしく、九月付、三井御本店御支配人中宛、越後屋「乍憚口上書」<sup>(70)</sup>には、越後屋は年来の十七屋方組合のため連座の危険から三井から御用を召上げられた。それで順番飛脚仲間の奈良物屋三右衛門は江戸の定飛脚問屋日本橋佐内町和泉屋甚兵衛と取組だからこれに仰付を願ひ、十七屋一件が済めば再び仰付を願っている。これに伴ない九月付、三井御本店御支配人中宛、奈良物屋三右衛門「乍憚口上書を以奉願上候」<sup>(71)</sup>も同趣旨の願である。

申渡の終った後の同七年一二月九日付、三井御店御支配人中宛、奈良物屋三右衛門、越後屋孫兵衛「乍憚書付を以御願申上候」<sup>(72)</sup>には、越後屋孫兵衛は十七屋、山城屋と「同様懸り合等も可有之哉無覚束被思召」る状況であったから、三井御店から御用向を召放になったが、越後屋は御店御取立の店であるからと願ひ出て、奈良物屋に仰付けられ、江戸の定飛脚問屋和泉屋甚兵衛、京屋弥兵衛に送ることになり、ここにも越後屋の九兵衛を遣わしていた。そして今後の用向仰付を願っている。

そして「飛脚仲間惣まく理」<sup>(73)</sup>には、京屋について次の記述がある。

一 京都順番より京屋株式、和泉屋を買取、室町二丁目江転宅、当時京屋株式京都住宅たり

これは關所になった十七屋の建物、土地を京都順番仲間、又はその内の旧十七屋組が入札払下をうけ、京屋株を買取り十七屋跡で営業していることを示している。

時期がずれるが、天保一四年七月写「京弥甲府一条其外とも」<sup>(74)</sup>によると、同一三年六月付、善右衛門事近江屋孝三郎、市兵衛事京屋弥兵衛宛、白木屋勘定場伊右衛門他二人「覚」は、定飛脚屋店八カ所（請拂方近江屋、諸国出店七カ所京屋）の店の開発以来の入金が嵩んでいるが、直ちに返納しなくてもよいから、各店が引請けて濟方をするよう兩人に任せるとあり、同一四年閏九月付、久右衛門事京屋弥兵衛宛、讓人白木屋清三郎、証人白木屋八郎兵衛、近江屋孝三郎「永代讓渡申業体之事」には「關東向定飛脚店々七ヶ所相始候以来、多分入金致、貴殿名前を以、渡世相続仕来候」とあり、店の家財

家藏業体共に譲るとある。

従つて順番飛脚仲間とあるが、実は白木屋が入金、つまり出資して、天明六年一〇月に買入れた飛脚店で京都以外の分を含めて京屋を作り、京都では屋号は同じだが、名前は別にして近江屋を再開したのでらう。

つぎに柴田鳩翁「よしなし言」<sup>(75)</sup>は彼の自伝である。天明三年五月五日生れで「我等親は奈良物屋吉兵衛と申候て、新町二條上ル町奈良物屋三右衛門殿別家にて、代々京地に住申候、家業は江戸飛脚本番の宰領にて御座候」とあり、家業は順番飛脚問屋奈良物屋を本家とする宰領である。寺は「代々一向寺にて高倉押小路上ル町浄光寺旦那に御座候」とある。

家名は養子がつぎ、彼は家出したから借宅に寺が必要になり、次の文がある。

幼少の節、父母に随ひ毎月墓参りいたし候寺は、則昌福寺に御座候、墓は近江屋吉兵衛としるし有之候、父母は一向宗に有之候に、何故この墓を父母大切に致させ候哉、其儀は存じ申さず候へども、例月墓参りは缺申されず候故、さだめて由緒も可有之事と存候に付、昌福寺へ罷越し、委細相尋候所、父母相果候後は無縁に相成有之候由、住僧申され候、尤過去帳は天明火災に焼失いたし候故、一切相分り不申候、然れども我等父母存生中二季付届致され候事は住僧存居申され候、是により右近江屋吉兵衛墓をふた、び取たて、父母の志を継ぎ、由緒は存ぜず候へども昌福寺を頼寺といたし、浄土宗に罷成申候

これは奈良物屋吉兵衛が一向宗であるに拘らず、浄土宗の寺にある近江屋吉兵衛の墓に参っている話である。理由は不明とあるが、彼が天明三年生れだから、近江屋闕所により近江屋別家宰領吉兵衛が奈良物屋を本家としたので、宰領名はかわらないが、本家の宗旨になったのではあるまいか。

いささか十七屋から十七屋組にずれ込んだが、土山らが何故に十七屋の仙台藩用立金に着目したのか、また仙台藩の中村大右衛門は土山とは無関係だったのか。そして勘定奉行所と十七屋の関係は御為替請負以外に以前にはなかったかは不

明である。

現在では京都北野天満宮の境内に「常夜燈」「江戸十七屋孫兵衛、京都同組中」「延享三丙寅年正月元日、神事奉行松梅院」「天満宮」と刻まれた石灯籠が一基存するのみである。

## 六 結びにかえて

この一件は黄表紙<sup>(76)</sup>で天明八年刊の朋誠堂喜三二「文武両道万石通」<sup>(77)</sup>で扱われ、登場人物のぬらくら武士の内に田沼、赤井、松本、土山、横田の姿が暗示されている。また寛政元年刊、山東京伝「奇事<sup>(78)</sup>中洲話」は近松の「冥途の飛脚」をふまえて、定飛脚問屋、大坂中間、亀屋忠兵衛店の前に米俵を積み、捕手が十手をかざしている挿画を掲載している。

つぎに太田南畝は、天明二年の日記である「三春行楽記」<sup>(79)</sup>によると、彼が盟友の朱楽菅江と共に土山と深い交際があったことがわかる。ひつじの初春、四方山人序「狂歌千里回風」<sup>(80)</sup>の表紙見返に南畝自筆の識語がある。

これは天明七年丁未のとしの歳旦狂歌集なり、ことしの秋文月の比何がしの太守の新政にて文武の道おこりしかば此輩と交をたちて家にこもり居しも、思へば三十とせあまりのむかしとなりぬ／文政四のとし卯月もちの日／七十三翁  
蜀山人

松平定信の老中就任による寛政改革であるが、恐らく直接には御買上米一件の土山処罰をうけて、南畝は沈黙してしま

う。  
買上米については、越後の場合には「我衣」<sup>(81)</sup>巻一下に、加賀国の木屋藤左衛門が米買メをし、加州家から親子共に斬罪、手代五人遠島とあり「天明六年のき、ん世上に米拂底成しかど、此木や方に買置たる越後米不絶売物に出て、翌年

の夏迄世上にあらしも、木や壺人しわざにて有しとぞ」とあるし、仙台藩の場合には、文政七年閏八月、中津川武蔵取調「御財用方全體之儀等品々御奉行衆被御聞届取調十ヶ條申達候留<sup>(82)</sup>」によると、天明年中は「実事御分国中に有米一円無之」とあり、天明期の徹山様御代には、旧御蔵元大文字屋から二〇〇〇〇〇兩余、大坂平野屋七五郎と江戸海保半兵衛からも過分の借財があり、両家はそのため「沽却にも相至候程」で、三都は勿論諸方からの借財過分とある。仙台藩からみれば十七屋は借財中のほんの一部に過ぎない。

田沼は天明六年八月二十六日に辞職願を出し翌二七日に許可された<sup>(83)</sup>。ついで同年閏一〇月五日と翌七年一〇月二日の二度にわたって処罰されている。処罰の前者は松本と同日であり、「天明巷説」はこれを田沼松本伏刑としている。そして「松本伊豆守をハ、諸人存分に思ひたりしかとも、主殿頭に於てハ、日来の積悪と云、いかにしても軽き御仕置也とて、誰々も猶心ゆかす思ひ居たり」とあり、それについて「或説に水府中山家の物語也とて人の語りけるハ」として次の文がある。

御中陰中、御三家方御評議有て、主殿頭身上御潰し被成、御預ヶに可被 仰付思召にて諸家義絶の事も御三家方御承知にて、いづれも通路を被止けるに、内々一通り御不審之趣、主殿頭へ御尋有たり、しかるに数ヶ條の御不審残る所なき申開きにて、何条の儀ハ何某と相談仕、何々の事ハ何之何を以申渡候など、逸々慥成申条有ける故、何を以身上御潰可被成罪一ヶ條もなく、殊更嚴敷御吟味有に於てハ、諸役人同列衆始夥敷難差置面々も多く出来る趣故、御三家にても基本意なく被思召、水戸家ハ別而齒きりをなして御憤り有けれ共、不及是非、本文の如く先被 仰付けるとかや、いかさまにも御中陰中、大屋遠江守、主殿頭への御使を心得被居といふ事、殿中にて専ら沙汰したる事也、内々一応の御尋ハ有けるにや

この文の前に大家遠江守は大目付とある。噂であるし、御買上米一件については時期が松本が勝手方から公事方になっ

た時だから該当しない可能性が強いが、事実とすれば、田沼の論理は前記の松本の小普請世話役への答弁を公式化したものである。

結局松平定信は老中になり田沼は同八年一〇月二日に処罰された。御買米一件はそれから二ヵ月後に申渡され、松本も処罰される。これは矢張り田沼松本伏刑として、一つのものと考えるべきではあるまいか。

一件とは別だが、前記の同七年九月二十九日に、京都町奉行丸毛和泉守が御役御免寄合組入になり、同八年五月六日出仕をとどめられ、六月二六日に許されている。<sup>(85)</sup>「年録 天明八年 十二」<sup>(86)</sup>によると、九月六日に差扣を仰付られているが小堀和泉守の領地召上御預仰付に伴うもので、京都町奉行勤役中に伏見町人九助九兵衛出訴一件の吟味書取調方不行届によるものである。

仰付になったこととは別であるが、同時期に米買占が行なわれている。「天明大政録」<sup>(87)</sup>卷七、九によると、天明六年六月に伏見で米七〇〇石余を買占た者があり、伏見奉行久留島信濃守が吟味すると、京都の近江屋忠蔵と米屋伊三郎によるものであった。「是は京都町奉行丸毛和泉守殿右の町家と元内密に計り、大数の米を買置、追々買して高利を貪候心の由」で、伏見奉行は封印した。

近江屋忠蔵は「世上にて南宮忠蔵と異名唱候よし」とある者で、関東から吟味筋で呼ばれると出奔し、元来が江州彦根領の者で実家にいたが、京都からの捕手に対して彦根藩は尾州辺へ出奔と答えた。所司代から藩役人に吟味を命じたので、彦根藩は出したが「井伊殿の御役人取計ひ甚不宜様沙汰ありしとなり」とあり、米屋伊三郎は但馬で捕えられ兩人とも入牢とある。

京都古久保家文書の天明八戌申年二月、京都町奉行所の町代部屋「番日記」<sup>(88)</sup>の同八年六月五日の条に、次の記述がある。

一近江屋忠蔵江今日落着之上、先達而後藤殿江預置候金九千両取上、軽之追放被 仰付、家財欠所

一 錢屋伊右衛門事靜心儀、徳用銀六貫目余取上、家財闕所二被 仰付、山城國中拂被 仰付候  
 其外一件之者共、夫々落着在之候、委敷一件帳二留ル

これによると、米屋伊三郎は錢屋伊右衛門だろう。近江屋と同様に異名を持つている。近江屋は彦根藩とも関係のある人物であり、米買占で町奉行も関連し、多数の者が関係している。翌六日には「新町五条下町近江屋忠藏義、米買ノ之義ニ付御吟味落着、晦日相済、右忠藏所持御買上ニ相成候金子貳万両」とあり、この内で二〇〇〇〇両は町方で三朱の利足で貸出し、二〇〇〇両は御役所の土蔵御立米穀を囲っておくとしている。

同年六月の町触<sup>(89)</sup>では、家財欠所の徳用金は二二〇〇〇両で、その内の二〇〇〇〇両貸付の利銀で米穀雜穀御買上げおくとしている。

御前貸金による御買上米ではないが、関係者の構成には若干似た点がある。そして近江屋忠藏と似た人物が「家声録」にある。明和七年に死亡した島屋の相仕津国屋の手代加助である。

其比京都の者に加助といへる手代、人和品容弁舌衆にすぐれ、公儀内分之取廻し、いつ方にも、つの国やの鼠と専沙汰にあうほどの男、支配人名前にも可致と、千度百度おもひしかど、加兵衛器量のおのこ底意難計と、喜三の下手に附置しに、子七月病死、元ト江州膳所之家中、なにか不百事にや、三年計土之牢に入しほともの者、又安井御門<sup>(90)</sup>守様にも仕へて、秋田騒動之一件にも加りしやう成、并々ならざる曲者也と、あとにてしれ、此もの、虚にのらさりしは、我等貴殿生涯之先見ン成しと、中むら了本子、常に宗二にかたり申されし

加助は武家、町人いずれの内でも顔の利く曲者である。私は近江屋忠藏事南宮忠藏は加助と似た性格の人物だと思う。これから先は実証はないから無理な推測だが、近江屋忠藏の件で近江屋五兵衛は処罰されていないし、忠藏は彦根藩領の

者だから近江屋と名乗った可能性が強いので、両者は関係がないとみるべきだろう。しかし何か無関係ともいえない気がする。これは前述の通り実証のない推測である。

十七屋支配人は大江丸安井宗二の回想からすれば、これも無理だが、近江屋忠藏、加助的な面を持っていたのではないだろうか。仙台藩の中村大右衛門もどうだろう。中村が江戸詰か国元かも問題である。若しこの推測が誤りで十七屋支配人が役人の食い物にされたのだしたら、この御前貸金を世話した人物の内に同性格者がいた可能性はないだろうか。

以上史料紹介に終ったが、最後は推測になってしまった。今後も飛脚問屋について各時代のあり方を考えたい。

付記 本稿の作成にあたって、東京大学法学部法制史資料室、同経済学部、慶応義塾図書館、東海大学図書館、仙台博物館、三井文庫、国文学研究資料館、同史料館、創価大学中央図書館は所蔵史料、図書の利用を許可された。高倉淳、白石克、本田康雄、桑原孝、宮崎修多、鈴木一正、嶋田早苗、口石久美子の各氏（順不同）からご好意をいただきました。記して感謝します。

## 注

- (1) 北島正元編「体系日本史叢書2 政治史II」二九四頁
- (2) 瀧本誠一編「日本経済叢書」一五卷二三三―三三〇頁
- (3) 井上隆明著「江戸戯作の研究―黄表紙を主として―」（新生社研究叢書14）六二―一二頁。なお森銃三著「森銃三著作集」一巻六五―一五〇、一九九―二二四頁に、土山宗次郎と平秩東作、大田南畝との関係について記述がある。
- (4) 山田忠雄「田沼意次の政権独占をめぐる」史学四四卷三号、同「田沼意次の失脚と天明末年の政治状況」史学四三卷一・二号
- (5) 「マイクロフィルム版 国立公文書館内閣文庫所蔵 柳宮日次記」、東京都編「東京市史稿」産業編三一 七九三―八〇七頁
- (6) 有限会社平凡社地方資料センター編「新潟県の地名」（日本歴史地名大系一五巻）七六九頁によると、福島村は現新潟県西蒲原郡中之口村福島で、庄屋は平松氏が世襲とあるが、改訂中之口村誌編集委員会編「改訂中之口村誌」九五頁によると、福島村は宝暦四年溝口氏（新発田）領になり、同一三年に分割して石瀬代官所の支配と松平氏（高田）領になる。寛政一二年に出雲崎代官所の支配であり、該当しない。桑原孝氏から「福島村について、県内に福島村、福島新田という地名はかなりありますが、

蒲原郡、新発田領の条件をみたす所は、栄町（南蒲原郡）福嶋新田以外にありません。庄屋は新之丞で、この地方の庄屋のうちでもいろいろ活動をしているので間違いないようです。なお「栄村史」（近年町制をしいています。昭和56年刊全三巻）がありますが、この問題にはふれていません」とのご教示を得た。桑原氏のご指摘の通りと思うが、村名がなぜ異なるかは不明である。

- (7) 東京大学史料編纂所編「大日本近世史料 柳營補任」三卷一〇九頁
  - (8) 「東京市史稿」産業篇三一 八〇七—八〇九頁
  - (9) 三井文庫所蔵
  - (10) 「角川日本地名大辞典」編纂委員会・竹内理三編「角川日本地名大辞典」一一卷（埼玉県）四八二頁によると、現浦和市内である。
  - (11) 「日本経済叢書」一五卷一九二—二〇四頁
  - (12) 三井文庫所蔵
  - (13) 日本随筆大成編輯部編「日本随筆大成」三期二二卷三三七—三四三頁
  - (14) 高柳光寿、岡山泰四、斎木一馬編集顧問「新訂寛政重修諸家譜」第七 三五三頁
  - (15) 「同右」第八 二二九頁
  - (16) 「同右」第八 一七一—一八頁
  - (17) 「日本経済叢書」一五卷二四六頁
  - (18) 「新訂寛政重修諸家譜」第二二 二六七頁
  - (19) 三田村篤魚編「未刊随筆百種」六卷五六—五七頁
  - (20) 「日本経済叢書」一五卷二四二—二四三頁
  - (21) 井上隆明「前掲書」七九—九二頁、なおこれは井上隆明「土山一件と黄表紙」（暁峻康隆編「近世文藝論叢」二四七—二五七頁）を増補したものである。
  - (22) 黒板勝美、国史編修会編「新訂増補国史大系」続徳川實紀一篇五二頁
  - (23) 仙台米金一両につき一石七升替なら四五〇〇〇石では四二〇五六両余になり、一石七斗替なら二六四七〇両余である。一石替では四五〇〇〇両になる。
- なお寛政一〇年臘月、森山孝盛「螢の焼藻の記」卷之上（「日本随筆大成」二期二二卷二一四頁）には、天明七年五月半の江戸米屋打壊しの際「現米百俵に付て（三斗五升入）二百両の直段有」としている。これなら金一両につき米一石七升五合替であ

る。

(24) 齋木一馬、岩沢愿彦校訂「断家譜」第二 四九頁、なお柳田については「新訂寛政重修諸家譜」第二一 二六七頁に「実は土山氏の女、孝之に養はれて柳田次郎左衛門政武が妻となる」とある。この他に妹が堀七郎右衛門利之の妻、弟政央が長瀧庄蔵正肥の養子である。

- (25) 森銃三、野間光辰、朝倉治彦監修「続燕石十種」一巻一五五頁
- (26) 「同右」一巻一四一頁、なお安政三年一二月、達磨屋無物翁門人脅肩病夫烟斎後序「戯作者小伝」(図書刊行会代表者市島謙吉編「燕石十種」第一 三四九頁) 参照
- (27) 北海道編集「新北海道史」七巻(史料一) 二七五、二七六頁
- (28) 森銃三、野間光辰、中村幸彦、朝倉治彦編「隨筆百花苑」八巻四八頁
- (29) 粕谷宏紀「加保茶元成」(日本古典文学大辞典編集委員会編「日本古典文学大辞典」一巻六九四頁)
- (30) 文政五年霜月、池内光風、吉川忠行序、静山松浦清「甲子夜話」巻六 二九「田沼氏權勢のとき松本伊豆守、赤井越前守富驩の事」(中村幸彦、中野三敏校訂「甲子夜話」1一〇五頁) がある。
- (31) 「大日本近世史料 柳宮補任」二巻四五頁
- (32) 「新訂増補国史大系」続徳川實紀一篇五頁
- (33) 「大日本近世史料 柳宮補任」二巻六二頁
- (34) 南梶志伊勢屋半兵衛(堤朝風) 旧蔵本、慶應義塾図書館所蔵、原本ではない。
- (35) 竹内誠、浅井潤子校注「森山孝盛日記」(原田伴彦編集代表「日本都市生活史料集成」二巻二五二頁)
- (36) 「田沼意次の失脚と天明末年の政治状況」史学四三巻一・二号二四九頁、なお二四八頁にも言及されている。
- (37) 仙台博物館所蔵本
- (38) 「東京市史稿」産業篇三一 八二九―八三〇頁
- (39) 京都町触研究会編「京都町触集成」六巻四八九―四九〇頁
- (40) 「森山孝盛日記」(「日本都市生活史料集成」二巻一三八、一五二頁)
- (41) 「新訂増補国史大系」続徳川實紀一篇三五頁
- (42) 「隨筆百花苑」八巻三三、三五、四〇、四四、四五、四六、四七、四八、五〇、六八、七六頁
- (43) 「大日本近世史料 柳宮補任」二巻三四頁

- (44) 「同右」一巻九頁
- (45) 「同右」二巻一九七頁
- (46) 「日本經濟叢書」一五巻二二六頁
- (47) 「同右」一五巻二四六頁
- (48) 森銑三、鈴木棠三、朝倉治彦編「日本庶民生活史料集成」一五巻五二頁
- (49) 杉田玄白著、杉靖三郎校編「杉田玄白日記―鶴齋日録」(蘭学資料叢書6) 四三―四四頁
- (50) 三井高陽監修「日本交通史料集成」三巻一五二、一五三、一五四頁
- (51) 拙稿「島屋佐右衛門家声録について」交通史研究一四号参照
- (52) 児玉幸多校訂「近世交通史料集」七巻四九、五四頁、なお「つ、七」は「さ、七」である。
- (53) 「同右」七巻四九二頁
- (54) 「同右」七巻一三頁
- (55) 三井文庫編「三井事業史」資料編1四三頁
- (56) 岡田三面子著、中西賢治校訂「日本史川柳狂句」(古典文庫四〇六冊) 二五 一一三頁、なお川柳については拙稿「川柳と飛脚問屋十七屋」文部省史料館報八号参照
- (57) 拙稿「翻刻 寛政三年五月序 安井宗二(大伴大江丸)『きのふの我』」史料館研究紀要一〇号一七九、一八一頁
- (58) 「近世交通史料集」七巻四七三頁
- (59) 「東京市史稿」産業編三〇 一四七―一四九頁
- (60) 東京大学法学部法制史資料室蔵
- (61) 「東京市史稿」産業編三〇 一五〇―一五二頁
- (62) 「同右」産業編三一 三八三―三八四頁
- (63) 「同右」産業編三一 三八五頁
- (64) 「同右」産業編三一 三八五―三八九頁
- (65) 「同右」産業編三一 三九〇―三九二頁
- (66) 「同右」産業編三一 七〇六―七〇七頁
- (67) 「同右」産業編三一 一四九頁

(68) 桐生の十七屋については、(天明七年)一月二〇日付、桐生新町名主四郎兵衛、組頭三郎左衛門他二人宛、(酒井家中)中山又蔵、前田文蔵「廻状」(群馬県史編さん委員会編「群馬県史」資料編15八〇五―八〇六頁、桐生織物史編纂会編「桐生織物史」上巻三三〇―三三一頁)によると、一件により島屋方に荷物が多くなっているが、領内、桐生共に用向に差支はない。新飛脚屋の企てもあるが、「此節島屋茂十七屋見継候而、荷物等差支無之様致出精、信切之筋も相聞候二付、右両飛脚屋限り二而、御領分荷物往來為致度旨、御沙汰有之候」とあり、営業が続いている。

- (69) 「東京市史稿」産業編三一 七〇七―七〇八頁
- (70) 「同右」産業編三一 七〇八―七〇九頁
- (71) 「同右」産業編三〇 七〇九―七一〇頁
- (72) 「同右」産業編三一 七一〇―七二三頁
- (73) 「日本交通史料集成」三輯一五四頁
- (74) 東京大学経済学部所蔵、なお拙稿「甲州における飛脚問屋」史料館研究紀要三号一七二―一八三頁参照
- (75) 柴田寅三郎著「鳩翁遺稿」遺稿及自伝―五―六頁
- (76) 黄表紙については井上隆明「前掲書」一〇六―一一一頁参照
- (77) 小池正胤、宇田敏彦、中山右尚、棚橋正博編「江戸の戯作絵本」(教養文庫)三巻四五―八〇頁
- (78) 「同右」三巻一四三―一七八頁
- (79) 編集代表浜田義一郎「大田南畝全集」八巻三三―四四頁
- (80) 「同右」一巻六二頁
- (81) 「日本庶民生活史料集成」一五巻五二頁
- (82) 土屋喬雄、大原豊校「近世社会経済叢書」五巻二六二、二八二頁
- (83) 「新訂増補国史大系」徳川實紀一〇篇八〇九頁
- (84) 「同右」続徳川實紀一篇五、四六頁
- (85) 「新訂寛政重修諸家譜」第四 四〇頁
- (86) 「柳營日次記」、なお「天明大政録」巻九(「日本経済叢書」一五巻二七六―二七七頁)参照
- (87) 「日本経済叢書」一五巻二五二、二七七頁、なお「翁草」(「日本随筆大成」三期二二巻三四三頁)には、近江屋、米屋の出奔を天明六年二月一六日に京都所司代が戸田因幡守から松平和泉守に交替したためとし、伊三郎は行衛不明としている。

- (88) 国文学研究資料館史料館蔵紙焼本による。なお宮垣克己校注「古久保家日記」(『日本都市生活史料集成』一巻二九九―三〇〇頁)参照
- (89) 「京都町触集成」六巻五一―七頁
- (90) 「近世交通史料集」七巻三四―三五頁

(ふじむらじゅんいちろう・文学部教授)